

4 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国では、平成20（2008）年に始まった人口減少が今後も加速度的に進み、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位・死亡中位推計によると、平成72（2060）年の総人口は8,674万人になることが見込まれています。また、平成72（2060）年には年少（0～14歳）人口が791万人（9.1%）、生産年齢（15～64歳）人口が4,418万人（50.9%）、老年（65歳以上）人口が3,464万人（39.9%）となり、ますます少子高齢化が進むものと予測されています。

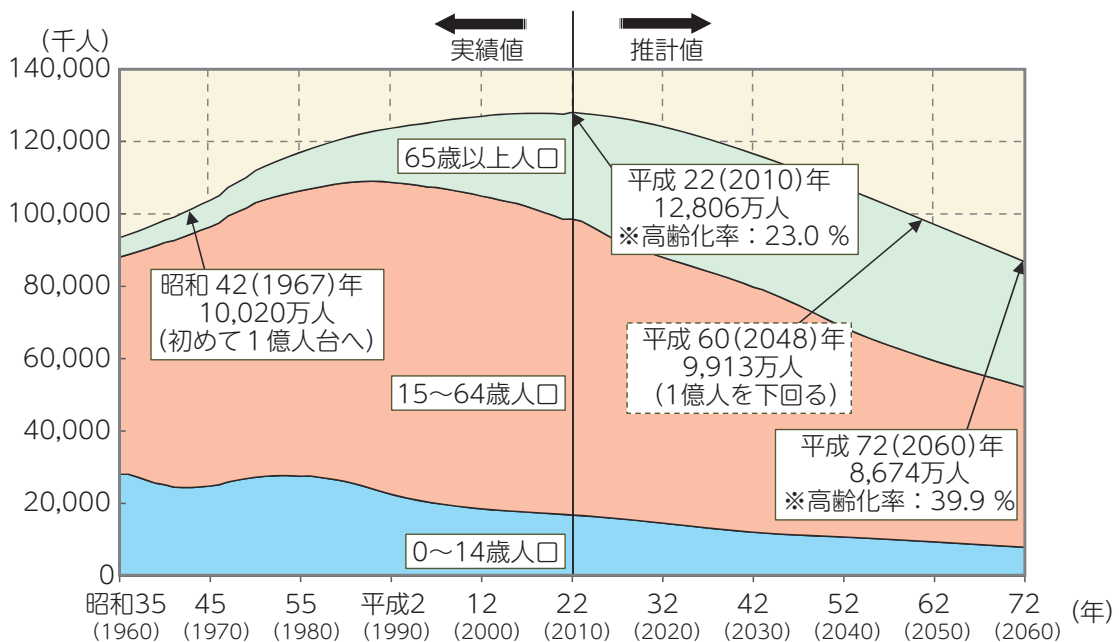
人口減少と少子高齢化の進行は、労働力人口の減少、年金、医療、介護等の社会保障に係る負担と給付の増加、地域活力の低下等社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況に対応し、国は、平成72（2060）年に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組み、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}」を定めるとともに、これを推進する「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小を克服するため、東京一極集中を是正する、若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指すこととしています。

今後は、国の総合戦略と都道府県や市町村が定める地方版総合戦略とにより人口減少克服・地方創生に国と地方が総力をあげて取り組むこととなります。

我が国の総人口の推移



資料:平成26年版少子化社会対策白書(内閣府)

(2) 経済のグローバル化

インターネット等の情報伝達の分野における技術革新等を背景として、国境を越え地球規模で人、物、資金や情報の移動が拡大し、経済のグローバル化が一層進展するとともに、EU（欧州連合）の成立や、2000年代に顕著となった中国、ロシア、インド等新興工業国の台頭などによる世界経済の多極化が進んでいます。

こうした状況の中で、国際的分業の進展、企業の海外進出や多国籍企業の展開が進み、企業間の国際競争とともに、都市間競争が激化しています。また、競争力の向上と経営効率化を背景に、労働環境においては非正規雇用の増加、働き方の多様化による賃金格差の拡大が社会問題となっています。

一方、近年の世界経済の動向をみると、米国サブプライムローン^{*}の破綻に端を発した平成20（2008）年のリーマンショック^{*}、平成22（2010）年の欧州債務危機等による危機的な状況から、米国による量的緩和政策^{*}等によって持ち直し傾向となり、平成26（2014）年にかけて回復感が強まりました。しかしながら、ウクライナや中東における国際紛争や、ギリシャの経済危機など世界経済に影響を与えかねない問題は残されており、今後も予断を許さない状況となっています。

また、我が国経済の動向をみると、日本銀行の金融緩和策等によって生まれた円安・株高傾向などを背景に、ようやく大手製造業等を中心に回復がみられるようになりましたが、国内一般消費者が景気回復感を十分に享受するには至っていないのが現状です。

(3) 安全・安心への意識の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、東北から関東に至る太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。また、最近では、局地的な豪雨、豪雪や火山の噴火による災害等、自然の脅威をみせつけられる災害が相次いで発生しています。

こうした状況や、近い将来の発生が危惧されている首都直下地震^{*}、南海トラフ地震^{*}等の大規模地震による大きな被害が予想される中、防災・減災に対する意識が高まっています。

国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、更に法に基づく国土強靱化基本計画^{*}を策定して、地方自治体や民間などとも連携しながら、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、国の「平成26年版防災白書」によると、東日本大震災等において明らかとなった公助の限界を踏まえ、大規模広域災害時の被害を少なくするためには、地域コミュニティにおける自助・共助によるソフトパワーの効果的な活用が不可欠であるとしています。

大規模災害に備え、自助・共助・公助^{*}それぞれの災害対応力を高めるとともに、相互の連携のための体制の強化を図り、地域全体の防災力を向上させることが重要になります。

加えて、日常の生活を脅かすものとして、子どもや高齢者を狙った犯罪、ストーカー、悪質な運転による交通事故等が大きな社会問題となっているほか、新たな感染症の流行やテロの発生なども脅威となっています。

(4) 環境・エネルギーへの意識の高まり

我が国は、1950年代～70年代にかけ、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムによって、公害など深刻な環境問題を引き起こしました。この公害問題は、国、事業者等による取組によって改善しましたが、これに代わり、温室効果ガス*の大量排出による地球温暖化や生物多様性*の損失など地球規模での環境問題が深刻化し、平成9（1997）年の「京都議定書*」採択以降、国際的な協調のもとに排出削減の取組が進められています。

このような地球規模での環境問題に加え、平成23（2011）年3月の東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所事故によって、電力供給不足や放射性物質による環境汚染に直面し、省エネルギーや太陽光、風力等の再生可能エネルギー*への関心が高まっています。

国は、太陽光発電をはじめとした再生可能な風力、地熱、バイオマス*、水素等による発電とそれらの都市基盤や交通システムへの導入・普及を促進しており、近年では、産学官の連携*のもとにエネルギーのより効率的な活用を可能とする高次システム（スマートグリッド*）や、環境配慮型都市（スマートシティ、スマートコミュニティ*）に関する取組も進められています。また、人々の生活により身近なところでは、電気自動車、ハイブリッドカーなども普及し、更には、水素を燃料とする燃料電池車*の販売も始まるなど、環境負荷の低い交通手段の開発等も注目されています。

国の「第4次環境基本計画」における目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素社会*」「循環型社会*」「自然共生社会*」、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられており、環境の保全に向けた国、自治体、事業者、住民それぞれの立場での一層の取組が求められます。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

我が国は、戦後の経済成長を通じて多くの人々が物の豊かさを実感できる社会をつくりあげました。こうした社会の成熟や国際化、情報化の進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化してきています。

ゆったりした生活を送るスローライフ*や田舎暮らしなどによる自然や地域とのふれあいを大切にする生き方も求められるなど、経済的、物質的な豊かさを重視する考え方から、癒し、健康、ゆとり、家族の絆といった心の豊かさを重視する方向に変化してきています。また、働き方や暮らし方も多様化し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を重視する考え方、男女共同参画、ノーマライゼーション*、多文化共生*など多様な価値観や個性を尊重する意識が高まっています。

しかし、一方では、価値観やライフスタイルが多様化する中で人と人のつながりが希薄化し、地域コミュニティの機能が低下することも危惧されています。

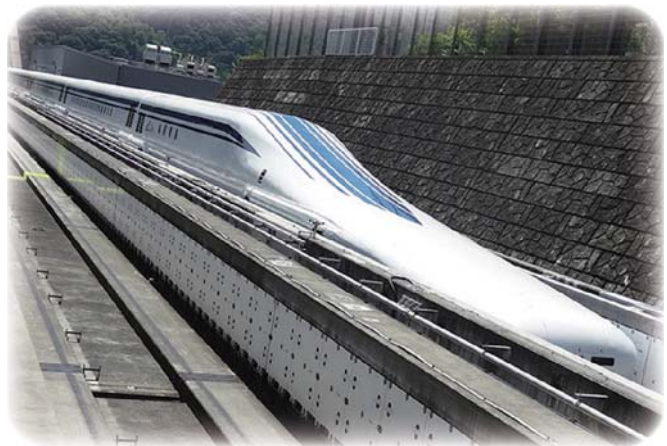
(6) リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線は、東京から大阪に至る新幹線の整備計画路線として、平成26(2014)年に着工され、平成57(2045)年の全線開業、東京・名古屋間については平成39(2027)年の先行開業が予定されています。

これにより、現在特急で約90分を要する東京・甲府間は約25分、東京・名古屋間は約40分で結ばれることになり、移動時間が大幅に短縮されます。

山梨県は、こうしたリニアの開業を見据え、そのメリットを最大限に活かして県全体の将来の発展につなげていくため、リニアを活用した県土づくりの基本的な指針となる「山梨県リニア活用基本構想」を策定し、基盤整備のあり方や県全体の活性化策の方向性を示しています。

移動時間の大幅短縮により、首都圏、中京圏を中心に交流圏が拡大し、新たな企業の立地や産業の創出、定住人口の増加、観光客の増加など地域活性化に向けた大きな機会として期待される一方、人口や経済活動が大都市に吸い寄せられるストローク現象*の発生も懸念されます。



リニアモーターカー

山梨県と東京都心との時間距離の短縮

東京から90分圏(現状)



東京から25分圏(将来)



出典:山梨県リニア活用基本構想

(7) 地方分権の進展と広域連携の推進

平成12（2000）年に施行された地方分権一括法によって、国と地方自治体は対等・協力の関係であることが確認され、地方自治体は、住民の参画と協働*のもとに、地域の自主性、自立性に基づく個性的な地域づくりと質の高いサービスの提供を行うことが求められました。以降、国は、数次にわたり地方公共団体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和等により地方分権を推進しています。

この間、いわゆる「平成の大合併」とともに、「政令指定都市*」「中核市*」や「特例市*」に移行する自治体の増加など地方分権の受け皿の整備も進んできました。

こうした中、平成26（2014）年の地方自治法の改正においては、より一層の地方分権の推進を図るため、特例市制度を廃止し、中核市の人口要件を緩和して特例市からの移行を促しています。また、広域連携を一層推進するため、自治体間の柔軟な連携を可能とする連携協約制度*が創設され、これを活用した、連携中枢都市*を核として周辺自治体と連携した圏域全体の地域力の維持、活性化を図る新たな広域連携の取組も進められています。

このほか、地方の活性化による人口減少・少子高齢化への対策として、国は「人口減少克服・地方創生」を掲げ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略*」を決定しましたが、その基本目標においても地域と地域の連携が位置付けられており、周辺自治体との広域的な連携の必要性が増しています。